

北本市市民リポーター設置要綱

平成28年2月26日

(目的)

第1条 市の様々な魅力を市民等が取材し、作成した記事を、ブログ、市ホームページ、広報紙その他の広報媒体に掲載することで、地域の魅力を発信及び共有するとともに、市民等のまちづくりへの参画の機運を高めることを目的に、北本市市民リポーター（以下「市民リポーター」という。）を設置する。

(職務)

第2条 市民リポーターの職務は、市内のイベント、身近なまちの話題、地域活動等取材し、市へ記事や写真を提供するものとする。

なお、提供の記事は、自作かつ未発表のものに限り、次の各号に該当する記事は市へ提供しないものとする。

- (1) 個人情報で、本人の許諾を得ていない情報
- (2) 特定の個人・団体への誹謗・中傷、単なる批判
- (3) 不快語、差別語を用いた文書
- (4) 客観的事実に基づかない思想・信条の吐露
- (5) 公序良俗に反する内容
- (6) 企業・団体・機関の秘密に関する内容
- (7) 特定の政治活動、宗教活動に関する内容
- (8) 人権侵害のおそれのある表現・内容
- (9) 外交上の問題を含む表現・内容
- (10) 著作権や肖像権侵害のおそれのある内容

(定数)

第3条 市民リポーターの定数は、10人以内とする。

(任期)

第4条 市民リポーターの任期は、登録日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

(委嘱)

第5条 市長は、次の各号の全てに該当する者を市民リポーターとして委嘱する。

- (1) 市内に在住、在勤又は在学する者
- (2) 未成年の場合は保護者の同意を得ている者
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にない者
- (4) この制度の趣旨を理解し、誠意をもって職務を行うことのできる者
- (5) 電子データによりデータを提供できる者

(報酬)

第6条 市民リポーターは、無報酬とする。

(解嘱)

第7条 市長は、市民リポーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、解嘱できる。

- (1) 第5条の資格を失ったとき
- (2) 本人が辞退を申し出たとき
- (3) その他市長が解嘱する必要があると認めたとき

(庶務)

第8条 市民リポーターに関する庶務は、市長公室において処理する。

(著作権)

第9条 成果物等に係る著作権は、全て北本市に帰属するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民リポーターに関し必要な事項は、北本市、市民リポーター双方が誠意を持って協議して定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。